

○特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間

(平成 18 年 6 月 1 日告示第 604 号の 2)

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 26 条第 1 項の許可の有効期間は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 18 年環境省令第 1 号)第 14 条の規定により、5 年と定める。